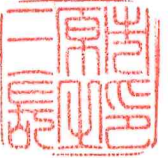


公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月19日

三原市長 岡田 吉弘



送達すべき書類名		氏名
国税徴収法第131条に係る書類	R6 - 第610号	作田 博志

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。